

改善案と予算議会との兼ね合い

改善案

- ①くすのき 補助率を変更 (1/2・1/2・1/2 → 2/3・1/2・1/3)
- ②つつじ 設立からの年数制限を延長 (2年未満 → 5年未満)
- ③ 申請者が記入しやすい様式へ変更 (効果分析書を事業計画書と統合)
- ④つつじ 募集を年2回に増やす (10月以降実施事業を対象)
- ⑤ 他の補助金の交付も認める

・改善案①

予算に関わり、予算3月議会を経ての補助金要綱改正となる。

予算要求から3月議会議決までは、従来の補助率の補助金要綱でしか募集できない。

議決後、要綱の改正を行い、4月以降の交付申請については、変更後の補助率を適用する。(企画応募時の補助率と交付申請時の補助率が異なる)

・改善案②～⑤

予算編成及び3月議会を経ずに補助金要綱改正が可能であり、平成24年12月までに改正し、平成25年度事業の企画募集(12月末)からの適用となる。

実施方法 案1 (補助率 募集時：1/2 交付時：2/3 周知なし)

○例年どおりのスケジュールで上記を踏まえ実施。

メリット : 審査期間等スケジュールを従来どおり進めることができる

デメリット : 募集開始時には補助率アップは示すことができない

公開プレゼンでは補助率2/3を反映させるため、応募団体と調整が必要

実施方法 案2 (補助率 募集時：1/2 交付時：2/3 周知あり)

○くすのきのみ募集期間を延長 (予算案の記者発表後1週間程度)

メリット : 記者発表後まで募集期間を延長することにより補助率アップを示せれる

デメリット : 審査期間が短縮される

公開プレゼンでは補助率2/3を反映させるため、応募団体と調整が必要